

第8章 税金



埼玉県のマスコット コバトン

- | | | |
|---|----------|---------------|
| 1 | 所得税 | しょとくぜい |
| 2 | 住民税 | じゅうみんぜい |
| 3 | その他の主な税金 | そのたの おもな ぜいきん |

日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が納税の義務を負います。

みなさんから納めていただく税金は、みなさんの生活の安定と幸せの増進を図り、教育、土木、福祉、医療をはじめ、文化、環境、産業などいろいろな分野にわたる事業を進めるための主要な財源となっています。

税金は、主なものとして、所得税（国税）と住民税（県民税・市町村民税）があります。

所得税や住民税には、母国との二重課税をさけるため、二国間租税条約により例外規定が定められている場合があります。この規定に該当する場合は、在日大使館へお問い合わせください。

税金は決められた納期限までに納税しなければなりません。納期限を過ぎた場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞税（金）が徴収されます。また、滞納したままですと財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納期限までに納税するようお願いします。

納税の方法、県税の説明（埼玉県税務課 ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kankoubutsu.html>

1 所得税及び復興特別所得税 しょとくぜい および ふっこうとくべつ しょとくぜい

1月1日から12月31日の間に得た全ての所得に課税されます。所得税及び復興特別所得税の精算の方法は、次の2つの方法があります。

- 年末調整
- 確定申告

(1) 年末調整 ねんまつ ちょうせい

給与などの支払者は、給与などの支払の都度、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引き、国に納めることとなっています。これを源泉徴収といいます。

給与所得の場合、給与の支払者は、給与の支払いの際に源泉徴収をし、更に、その年の最後の給与を支払うときに、1年間の給与総額について納めなければならない所得税及び復興特別所得税の合計額を計算し、それまでに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税との過不足額の精算をすることとなります。これを年末調整といいます。

年末調整を受けた給与所得だけの方は、所得税及び復興特別所得税の精算が済んでいますので、次の(2)の確定申告をする必要はありませんが、高額な医療費を支払ったときや一定の借入金を利用して住宅を購入したときなどは、確定申告を行うことによって、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる場合があります。この場合には、給与の支払者から交付される「給与所得の源泉徴収票」が必要となります。

(2) 確定申告 かくてい しんこく

次の事項に該当する方（申告義務がある方）は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに税務署長に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算することとなります。これを確定申告といいます。

- 事業所得や不動産所得などの合計額が一定額以上ある方
- その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える方
- 1か所から給与等の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方
- 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける方

(3) 日本から出国する場合 にほんから しゅっこくする ばあい

① 給与所得のみを有する場合

勤務先において年末調整と同じ方法により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を精算してもらいます。

② 給与所得以外の所得を有する場合（申告義務がある場合）

○ 納税管理人を定める方法

予め、税務署長に「所得税の納税管理人の届出書」を提出します。

納税管理人は、申告期限までに確定申告を行います。

○ 納税管理人を定めない方法

自ら出国前までに生じた全ての所得について確定申告を行います（準確定申告）。

2 住民税 じゅうみんぜい

日本国内に居住する人には、住民税（県民税と市町村民税）が課税されます。

住民税は 1 月 1 日現在日本国内に住所がある人に対して課税され、税額はその人の前年の所得金額を基礎に算定されます。

(1) 給与所得者の場合 きゅうよ しょとくしゃの ばあい

給与支払者から提出される給与支払報告書に基づき、1 月 1 日現在の住所地の市町村長が住民税の額を算定します。この税額は、通常 5 月 31 日までに給与支払者に通知されます。給与支払者は、その年の 6 月から翌年 5 月までの 12 か月間に支払う毎月の給与からこの税額を差し引いて、市町村に払い込みます。

(2) 給与所得者以外（事業所得、不動産所得がある人）の場合

きゅうよ しょとくしゃ いがいの ばあい

本人の申告に基づいて、1 月 1 日現在の住所地の市町村長が住民税の額を算定します。住民税の申告は、3 月 15 日までに住所地の市町村に行います。

所得税の確定申告をした人は、この住民税の申告をする必要はありません。算定された住民税の額は、市町村から送られてくる納税通知書により知らされます。この納税通知書に基づき、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 回に分けて住民税を納税します。納期は、市町村により異なることがあります。

(3) 日本から出国（帰国、1 年以上の期間日本を離れる）する場合

にほんから しゅっこくする ばあい

日本を出国した後の納税について、その人に代わり手続きをしてもらう納税管理人を定めて、市町村長に届け出なければなりません。納税管理人を定めないときは、出国する前に、自分で住民税の全額を納税します。

詳しいことは、市(区)町村住民税担当課へお問い合わせください。

3 その他の主な税金 そのたの おもな ぜいきん

(1) 消費税及び地方消費税（国税・地方税） しょうひぜい および ちほうしょうひぜい

医療、福祉、教育などの一部を除いたあらゆる物品の購入や貸付け、サービスの提供に対して税率 10%（標準税率）があわせて課税されます。なお、飲食料品（お酒、外食を除きます。）等の購入に係る税率は8%（軽減税率）となっています。

(2) 自動車税（種別割）（県税） じどうしゃぜい（しゅべつわり）

4月1日現在の自動車の所有者に課税され、5月に県自動車税事務所から送られてくる納税通知書により納税します。

(3) 軽自動車税（種別割）（市町村税） けいじどうしゃぜい（しゅべつわり）

排気量が 660cc 以下の自動車やバイクなどの 4 月 1 日現在の所有者に課税され、5月に市町村から送られてくる納税通知書により納税します。



相談窓口・問合せ先

国税（所得税）について

税務署名	電話番号	所在地	受付時間
川越税務署	049-235-9411	川越市大字並木452-2	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:00
熊谷税務署	048-521-2905	熊谷市仲町41	
川口税務署	048-252-5141	川口市青木2-2-17	
西川口税務署	048-253-4061	川口市西川口4-6-18	
浦和税務署	048-600-5400	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	
大宮税務署	048-641-4945	さいたま市大宮区土手町3-184	
行田税務署	048-556-2121	行田市栄町17-15	
秩父税務署	0494-22-4433	秩父市日野田町1-2-41	
所沢税務署	04-2993-9111	所沢市並木1-7	
本庄税務署	0495-22-2111	本庄市駅南2-25-16	
東松山税務署	0493-22-0990	東松山市箭弓町1-8-14	
春日部税務署	048-733-2111	春日部市大沼2-12-1	
上尾税務署	048-770-1800	上尾市大字西門前577	
越谷税務署	048-965-8111	越谷市赤山町5-7-47	
朝霞税務署	048-467-2211	朝霞市本町1-1-46	

県税について

県税事務所名	電話番号	所在地	受付時間
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
川口県税事務所	048-252-3571	川口市西青木2-13-1	
上尾県税事務所	048-772-7111	上尾市大字南239-1	
朝霞県税事務所	048-463-1671	朝霞市三原1-3-1	
川越県税事務所	049-242-1801	川越市新宿町1-17-17	
所沢県税事務所	04-2995-2112	所沢市並木1-8-1	
飯能県税事務所	042-973-5612	飯能市双柳353	
東松山県税事務所	0493-23-8945	東松山市六軒町5-1	
秩父県税事務所	0494-23-2110	秩父市東町29-20	
本庄県税事務所	0495-22-5675	本庄市朝日町1-4-6	
熊谷県税事務所	048-523-2809	熊谷市末広3-9-1	
行田県税事務所	048-556-5067	行田市本丸2-20	
春日部県税事務所	048-737-2110	春日部市大沼1-76	
越谷県税事務所	048-962-2191	越谷市越ヶ谷4-2-82	

自動車税について

自動車税事務所名	電話番号	所在地	受付時間
埼玉県自動車税事務所	課税: 048-658-0226	さいたま市大宮区下町3-8-3	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
	納税: 048-641-2222		
自動車税コールセンター	0570-012-229		
埼玉県自動車税事務所大宮支所	048-623-0600	さいたま市西区中釘2152	
埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011	熊谷市御稜威ヶ原701-5	
埼玉県自動車税事務所所沢支所	04-2998-1321	所沢市牛沼690-1	
埼玉県自動車税事務所春日部支所	048-763-4111	春日部市増戸752-5	

住民税・軽自動車税（市町村税）について

市（区）役所・町村役場（第13章の一覧を参照）へお問い合わせください。